

福知山市自治基本条例推進委員会（第4回）

令和元年11月26日(火)

午前10時～

ハピネスふくちやま 会議室2（3階）

1 開会

2 挨拶

3 前回のふりかえり

4 議題 「地域づくりと人材育成」

（市民の役割）

第5条 市民は、自治の主体であることを自覚し、積極的にまちづくりに参画するよう努めるものとし、参画に当たっては、自らの発言及び行動に責任を持つよう努めるものとする。
2 市民は、公共の福祉の増進に努めるとともに、諸活動を行うに当たっては、地域の発展及び環境の保全に配慮するよう努めるものとする。

（職員の役割及び責務）

第10条 職員は、市民に対する奉仕者として、執行機関の運営を円滑にするため、公正、誠実かつ効率的に職務を遂行しなければならない。
2 職員は、自らも地域社会の一員であることを認識し、市民と連携して、まちづくりに努めるものとする。

5 その他